

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区基本計画審議会条例（1）… 1
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例（2）… 1
- 世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例（3）… 1
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（4）… 2
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（5）… 2
- 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（6）… 2
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（7）… 2
- 世田谷区気候危機対策基金条例（8）… 2
- 世田谷区産業振興基本条例の一部を改正する条例（9）… 2
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（10）… 3
- 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例（11）… 3
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（12）… 4
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（13）… 4
- 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例（14）… 4
- 世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（15）… 5
- 世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例（16）… 7

規 則

- 世田谷区基本構想審議会条例施行規則を廃止する規則（10）… 7
- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11）… 7
- 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則（12）… 8
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則（13）… 8

○世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（14）… 9

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和4年3月7日
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第1号**
世田谷区基本計画審議会条例
- 世田谷区条例第2号**
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第3号**
世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第4号**
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第5号**
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第6号**
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第7号**
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第8号**
世田谷区気候危機対策基金条例
- 世田谷区条例第9号**
世田谷区産業振興基本条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第10号**
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第11号**
世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第12号**
世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第13号**
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第14号**
世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第15号**
世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第16号**
世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区基本計画審議会条例（設置）

- 第1条 世田谷区の基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、区長の附属機関として、世田谷区基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。（所掌事項）
- 第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本計画の策定について必要な事項を審議し、答申する。（組織）
- 第3条 審議会は、区民及び有識者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。（任期）
- 第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申をした日までとする。（会長及び副会長）
- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。（会議）
- 第6条 審議会は、会長が招集する。
 - 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者その他関係人に会議への出席を求めることができる。（委任）
- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- （施行期日）
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（世田谷区基本構想審議会条例の廃止）
- 2 世田谷区基本構想審議会条例（平成23年10月世田谷区条例第24号）は、廃止する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1の134の項の次に次のように加える。

134の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
-------	---	------------------------------------	----------	----------

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例
世田谷区個人情報保護条例（平成4年3

月世田谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「独立行政法人等の保有

する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第15条第1項中「に掲げる」を「の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。
（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の第2条第3号アに掲げる非常勤職員は、育児休業の承

認の請求をこの条例の施行の日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 児童相談所業務手当

第7条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（児童相談所業務手当）

第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所（一時保護所を除く。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。
2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において規則で定める。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則第4項中「第8条」を「第9条」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区気候危機対策基金条例（設置の目的）

第1条 地球温暖化の防止を図るために区が行う施策及び気候変動による自然災害等から区民の生命と財産を守るために区が行う施策の総合的な推進に必要な経費の財源に充てるため、世田谷区気候危機対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算

の範囲内で区長が定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区産業振興基本条例の一部を改正する条例

世田谷区産業振興基本条例（平成11年6月世田谷区条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

題名の次に次の前文を付する。

私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育ててきた。

産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展、新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした地球環境や社会に対する意識の高まり等、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。

地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、それらの重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。

世田谷の産業に関わる全ての主体が、多様なニーズに応じた働きやすく創造性が活かされる環境や対話ができる場をつくりながら、各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展と地域や社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務及び役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議）

第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。

3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条及び第8条を削る。

第6条中「産業の振興を」を「地域経済の持続可能な発展に関する施策を」に、「必要に応じて、産業の振興」を「地域経済の持続可能な発展」に改め、同条を第8条とする。

第2条から第5条までを削り、第1条の次に次の6条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 区内において事業活動を行う法人及び個人をいう。

(2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者並びに地域及びその人々と継続的に多様な面から関わる者をいう。

(3) 関係機関 区内において地域経済の発展を推進することを目的として組織する団体並びに調査研究及び教育を行う機関をいう。

（基本的方針）

第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本的方針は、次に掲げるとおりとする。

る。

(1) 区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。

(2) 誰もが自己の個性及び能力を發揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。

(3) 地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス（地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取り組む事業をいう。以下同じ。）の推進を図ること。

(4) 地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費（人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。）の推進を図ること。

2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

（分野別方針）

第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。

(1) 商業については、次のア及びイに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図ること。

ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。

イ 大規模小売店舗が地域社会と共生し、地域の生活環境を維持するため、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。

(2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めること。

(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等、農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めること。

(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉、教育等の多様な産業の振興を図ること。

（区の責務）

第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、中小企業、小規模事業者及び特定非営利活動法人への支援その他必要な

施策を講ずるものとする。

3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組を促すための環境の整備を行うものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに地域経済の持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの創意工夫により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境の整備、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇等に努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわい及び交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

（区民等の役割）

第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。

2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組を理解し、協力するよう努めるものとする。

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第6条第2項第3号及び第77条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表瀬田小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区瀬田二丁目15番1号」を

世田谷区公報

「東京都世田谷区瀬田二丁目17番1号」に改める。

附 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。
第11条中「児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。）」を「児童」に、「当該児童等」を「当該児童」に改める。
第74条第2項第3号ウ中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

附 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の部(1)の款世田谷区立下馬中央公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立下馬五丁目庚申公園	東京都世田谷区下馬五丁目25番1号
----------------	-------------------

別表第1の1の部(4)の款世田谷区立喜多見河原公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立喜多見どんぐりの木公園	東京都世田谷区喜多見九丁目11番2号
------------------	--------------------

別表第1の1の部(4)の款世田谷区立祖師谷三丁目北公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立祖師谷三丁目南みちばた公園	東京都世田谷区祖師谷三丁目6番17号
--------------------	--------------------

別表第1の3の部(5)の款に次のように加える。

世田谷区立南烏山二丁目みんなのにわ緑地	東京都世田谷区南烏山二丁目1番6号
---------------------	-------------------

別表第2中「1,546円」を「1,695円」に、「56円」を「61円」に「70,700円」を「75,100円」に改める。
別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

種 別	単 位	占 用 料	
電柱 本柱、支柱又は支線	1本 1月	1,856円	
標識	1本 1月	1,100円	
水道管、 下水道管 及びガス 管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 165円	
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 412円	
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1月 825円	
電線	電線	1メートル 1月 137円	
	地下 電線	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 165円
		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 412円
外径が1メートル以上のもの	1メートル 1月 825円		
鉄塔	1平方メートル 1月	1,375円	
変圧塔及びマンホール類	1箇所 1月	1,375円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1箇所 1月	550円	
公衆電話所	1箇所 1月	1,375円	
地下の占有物件	1平方メートル 1月	地上露出部分	1,038円
		地下部分	412円
高架の占有物件	1平方メートル 1月	687円	
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル 1月	1,184円	
写真撮影のための常時占有	撮影機1台 1月	10,800円	
写真撮影 のための 臨時的な 占有	写真撮影	1時間	1,912円
	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間	16,875円
その他の占有	1平方メートル 1日	45円	

附 則
1 この条例は、令和4年3月31日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占有に係る占有料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占有に係る占有料について

は、なお従前の例による。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例
世田谷区立身近な広場条例（平成7年3

世田谷区公報

令和4年3月25日（臨時号）

月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。	別表第2中「1,546円」を「1,695円」に、「56円」を「61円」に改める。	別表第3を次のように改める。
----------------------------	--	----------------

別表第3（第12条関係）

種 別		単 位	占 用 料		
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	1,856円	
標識		1本	1月	1,100円	
水道管、 下水道管 及びガス 管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	165円	
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円	
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円	
電線	電線	1メートル	1月	137円	
	地下 電線	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	165円
		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円	
鉄塔		1平方メートル	1月	1,375円	
変圧塔及びマンホール類		1箇所	1月	1,375円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1箇所	1月	550円	
公衆電話所		1箇所	1月	1,375円	
地下の占有物件		1平方メートル	1月	地上露出部分	1,038円
				地下部分	412円
高架の占有物件		1平方メートル	1月	687円	
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル	1月	1,184円	
写真撮影のための常時占有		撮影機1台	1月	10,800円	
写真撮影 のための 臨時的な 占有	写真撮影	1時間		1,912円	
	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間		16,875円	
その他の占有		1平方メートル	1日	45円	

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占有に係る占有料について適用し、同日前の使用

に係る使用料及び占有に係る占有料については、なお従前の例による。

世田谷区道路占有料等徴収条例の一部を改正する条例
世田谷区道路占有料等徴収条例（昭和28年6月世田谷区条例第18号）の一部を次の

ように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部から令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部までを次のように改める。

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年		9,350
	第二種電柱			14,300
	第三種電柱			19,300
	第一種電話柱			7,720
	第二種電話柱			12,400
	第三種電話柱			17,000
	その他の柱類			830
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	
	地下に設ける電線その他の線類			50

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	8,180	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	5,010	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	16,700	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	23,400	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	16,700	
	道路予定区域の暫定有効利用に係る駐車施設		16,700からAに0.05を乗じて得た額までの範囲内で区長が別に定める額	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190	
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		340	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		500	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		750	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1,000	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,500	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		2,000	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		3,500	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		5,010	
	外径が1メートル以上のもの		10,000	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道	占用面積1平方メートルにつき1年	14,800	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ及び雨よけ	占用面積1平方メートルにつき1年	16,700	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		11,700	
	地下に設ける通路		7,020	
	その他のもの		10,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	230	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	23,400	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」と	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	23,400	
	標識	1本につき1年	13,300	

いう。)第7条第1号に掲げる物件	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	230
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	23,400
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	234,000
		その他のもの		117,000
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	16,700
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	23,400
	危険防止施設			8,640
	詰所			23,400
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	16,700

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の世田谷区道路占用料等徴収条例の規定は、令和4年4月1日以後の占用に係る占用料（同条例第1条に規定する占用料をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、規則で定める。第8条第1項及び第2項中「多い道路」を「多い第4種第1級の道路及び第4種第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「設けるものを除く」を「設ける道路を除く」に、「自転車道を設けるもの」を「自転車道又は自転車通行帯を設ける道路」に改め、同条第2項中「自転車道を設けるもの及び自転車歩行者道を設けるもの」を「自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路」に改める。

第37条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結した工事に係るものを含む。）については、この条例による改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和4年3月7日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第10号

世田谷区基本構想審議会条例施行規則を廃止する規則

世田谷区規則第11号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第12号

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第13号

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第14号

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区基本構想審議会条例施行規則を廃止する規則

世田谷区基本構想審議会条例施行規則（平成23年10月世田谷区規則第48号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年10月世田谷区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条から第7条まで」を「第3条から第8条まで」に改める。

第5条第1項中「第9条」を「第10条」に改める。

別表一時保護業務手当の部中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同表に次のように加える。

児童相談所業務手当	児童相談所（一時保護所を除く。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業	日額	490円
-----------	--	----	------

	務を除く。)を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。	
--	-----------------------------------	--

<p>附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立公園条例施行規則（昭和33年10月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>別表第1 世田谷区立羽根木公園の部軟式野球場の項中「10月」を「9月」に、「11月」を「10月及び11月」に改め、同部庭球場の項中「10月」を「9月」に、「11月」を「10月及び11月」に改め、同表世田谷区立玉川野毛町公園の部軟式野球場の項中「10月」を「9月」に、「11月」を「10月及び11月」に改め、同部庭球場の項中「10月」</p>	<p>を「9月」に、「11月」を「10月及び11月」に改める。 別表第1の2中「1,546円」を「1,695円」に、「56円」を「61円」に、「70,700円」を「75,100円」に、「45,500円」を「54,600円」に改める。 別表第2 備考以外の部分を次のように改める。</p>
--	---	---

別表第2（第5条関係）
公園の占用料

種 別	単 位	占 用 料
電柱 本柱、支柱又は支線	1本 1月	1,856円
標識	1本 1月	1,100円
水道管、 下水道管 及びガス 管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 165円
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 412円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1月 825円
電線	電線	1メートル 1月 137円
	地下電線 外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 165円
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 412円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1月 825円
鉄塔	1平方メートル 1月	1,375円
変圧塔及びマンホールの類	1箇所 1月	1,375円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1箇所 1月	550円
公衆電話所	1箇所 1月	1,375円
地下の占用物件	1平方メートル 1月	地上露出部分 1,038円
		地下部分 412円
高架の占用物件	1平方メートル 1月	687円
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル 1月	1,184円
写真撮影のための常時占用	撮影機1台 1月	10,800円
写真撮影のための 臨時的な 占用	写真撮影	1時間 1,912円
	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間 16,875円
その他の占用	1平方メートル 1日	45円

<p>附 則 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の別表第1の2及び別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p>世田谷区立身近な広場条例施行規則</p>	<p>の一部を改正する規則 世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成7年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。 別表第1の2の部世田谷区立北沢1-31遊び場の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">世田谷区立北沢2-22広場</td> <td style="width: 50%;">東京都世田谷区北沢二丁目22番先</td> </tr> </table> <p>別表第1の4の部世田谷区立鎌田1-6遊び場の項の次に次のように加える。</p>	世田谷区立北沢2-22広場	東京都世田谷区北沢二丁目22番先	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">世田谷区立喜多見第三苗圃</td> <td style="width: 50%;">東京都世田谷区喜多見九丁目14番</td> </tr> </table> <p>別表第1の5の部世田谷区立北烏山1-30広場の項の前に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">世田谷区立上祖師谷2-38広場</td> <td style="width: 50%;">東京都世田谷区上祖師谷二丁目38番26号</td> </tr> </table> <p>別表第2中「1,546円」を「1,695円」に、「56円」を「61円」に改める。 別表第3 備考以外の部分を次のように改</p>	世田谷区立喜多見第三苗圃	東京都世田谷区喜多見九丁目14番	世田谷区立上祖師谷2-38広場	東京都世田谷区上祖師谷二丁目38番26号
世田谷区立北沢2-22広場	東京都世田谷区北沢二丁目22番先							
世田谷区立喜多見第三苗圃	東京都世田谷区喜多見九丁目14番							
世田谷区立上祖師谷2-38広場	東京都世田谷区上祖師谷二丁目38番26号							

める。

別表第3（第9条関係）

種 別		単 位		占 用 料		
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	1,856円		
標識		1本	1月	1,100円		
水道管、 下水道管 及びガス 管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	165円		
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円		
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円		
電線	電線	1メートル	1月	137円		
	地下 電線	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	165円	
		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円	
		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円	
鉄塔		1平方メートル	1月	1,375円		
変圧塔及びマンホール類		1箇所	1月	1,375円		
郵便差出箱及び信書便差出箱		1箇所	1月	550円		
公衆電話所		1箇所	1月	1,375円		
地下の占有物件		1平方メートル	1月	地上露出部分	1,038円	
				地下部分	412円	
高架の占有物件		1平方メートル	1月	687円		
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル	1月	1,184円		
写真撮影のための常時占有		撮影機1台	1月	10,800円		
写真撮影のための 臨時的な 占有	写真撮影	1時間		1,912円		
	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間		16,875円		
その他の占有		1平方メートル	1日	45円		

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第1の5の部の改正規定 令和4年3月31日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項の規定 令和4年4月1日
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占有に係る占有料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占有に係る占有料については、なお従前の例による。

する自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例施行規則（平成25年3月世田谷区規則第58号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯の幅員）

第8条の2 条例第7条の2第3項に規定